

いすみ市防災行政無線施設整備事業

募集要項

令和5年7月

いすみ市

目次

第1	事業内容に関する事項	1
1.	事業名称	1
2.	事業目的	1
3.	対象工事及び履行場所	1
4.	対象業務	1
5.	契約方法	1
6.	契約金額	1
7.	支払い条件	2
8.	事業期間	2
9.	事務局	3
第2	事業者の募集に関する事項	4
1.	選定の方法	4
2.	募集及び選定のスケジュール	4
3.	応募の手続き	4
4.	関係図書等の閲覧	4
5.	現地調査	5
6.	募集要項等に関する質問受付、質問回答の公表	6
7.	参加資格の確認及び結果通知	6
第3	参加資格に関する条件等	7
1.	参加資格要件	7
2.	その他	8
第4	一次審査及び二次審査	9
1.	一次審査（資格審査）	9
2.	一次審査提出書類の受付	9
3.	一次審査結果の通知	9
4.	一次審査を通過できなかった場合の理由説明受付	9
5.	二次審査（提案審査）	10
6.	二次審査提出書類の受付	10

第 5	事業者の選定.....	11
1.	事業者の選定方法.....	11
2.	選定委員会の設置.....	11
3.	審査の内容.....	11
4.	審査項目.....	11
5.	最優秀提案者の決定.....	11
6.	審査結果及び評価公表.....	11
第 6	提出書類・作成要領.....	13
1.	一次審査（資格審査）に関する提出書類.....	13
2.	応募辞退時に関する提出書類.....	13
3.	二次審査（提案審査）に関する提出書類.....	13
第 7	その他.....	15
1.	留意事項.....	15
2.	情報公開及び情報提供.....	15

別添資料

- 資料 1 発注仕様書
- 資料 2 事業者選定基準
- 資料 3 様式集
- 資料 4 契約書（案）

第1 事業内容に関する事項

1. 事業名称

いすみ市防災行政無線施設整備事業

2. 事業目的

いすみ市（以下「本市」という。）は、九十九里浜の最南端太東岬から岩船まで、総延長約 21.5km に及ぶ海岸線を有しており、津波発生時には被害を受けやすい地理的環境にある。

このような環境の中、東日本大震災時では、津波により住家と水産業に大きな被害があり、過去にも延宝地震（1677 年）、元禄地震（1703 年）などにより、甚大な被害を受けている。今後予想される地震により津波被害が懸念される中、本市としては市民の命を守る取組が急務となっている。

そこで、平成 23 年に整備した防災行政無線デジタル同報系システム設備（16QAM 方式）の老朽化に伴い設備の更新を行うと共に防災行政無線デジタル移動系システムを廃止する。更新に際し、電波の方式を新方式である QPSK 方式へと変更するとともに、現状の親局～中継局間のアプローチ回線を構成する多重無線設備（FWA）を廃止し、QPSK 方式ですべての無線回線を構成する。さらに防災アプリの新設や高性能屋外スピーカを採用することで、防災行政無線を中心とした防災力の強化を図る。また、多重無線設備の廃止、電波方式の変更に伴い、無線回線の再構築、電波伝搬エリアの確認等、回線設計を含めた調達になることから、単なる価格競争による入札ではなく、民間の技術・知識等を積極的に採用し事業の効率化を図るために、設計施工一括発注方式を導入することとした。

事業者選定に当たっては、公募型プロポーザル方式により提案を幅広く求め、優れたシステム構築方法を選定し事業実施することを主な目的とする。

3. 対象工事及び履行場所

対象工事：いすみ市防災行政無線施設の更新。詳細は、別添資料「資料 1 発注仕様書」に示す。

履行場所：いすみ市全域

4. 対象業務

本事業を実施する者として選定された民間事業者（以下「事業者」という。）は、以下の業務を行う。

なお、業務内容の詳細は、別添資料「資料 1 発注仕様書」に示す。概略は以下のとおり。

- (1) 設計業務
- (2) 施工業務
- (3) 工事監理業務

5. 契約方法

本市は、選定された事業者と随意契約により、設計施工一括契約を締結する予定である。

6. 契約金額

契約金額は、事業者の提案金額（税込価格をいう。）を基本に定めることとする。但し、提案金額の上限価格は税抜価格 1,201,800 千円とし、提案はその範囲内で行うこと。

提案価格（税抜価格をいう。）が上記上限価格を超えている場合は、失格となる。

7. 支払い条件

契約金額の支払いは、概ね下記のとおりとする。詳細は、本市と事業者との間で締結する設計施工一括契約に示す。

(1) 設計費（各種調査業務を含む。）

年度	支払い内容	支払限度額
令和5年度	前金払い	年度出来高予定額の30%以内
	完成払い	設計費相当額の残高
令和6年度	—	
令和7年度	—	

(2) 施工費

年度	支払い内容	支払限度額
令和5年度	—	
令和6年度	前金払い	年度出来高予定額の40%以内
	中間前金払い※1	年度出来高予定額の20%以内
	部分払い	年度出来高予定額の90%以内で、上記金額を除いた額
令和7年度	前金払い	年度出来高予定額の40%以内
	中間前金払い※1	年度出来高予定額の20%以内
	完成払い	施工費相当額の残高

※1 条件等は、「いすみ市公共工事に要する経費の前金払及び中間前金払取扱要領」を参照のこと。

(3) 工事監理費

年度	支払い内容	支払い限度額
令和5年度	—	
令和6年度	部分払い	年度出来高予定額の90%以内
令和7年度	完成払い	工事監理費相当額の残高

8. 事業期間

契約締結：令和5年12月（議会可決後）

事業期間：契約締結の翌日から令和8年3月25日（水）まで

上記事業期間のうち、設計、施工及び工事監理期間は、原則として、下記のとおりとする。但し、各種調査については、必要に応じた期間に行うこと。

設計期間：契約締結の翌日から令和6年3月31日（日）まで

施工期間：令和6年4月1日（月）から令和8年3月25日（水）まで

工事監理期間：令和6年4月1日（月）から令和8年3月25日（水）まで

9. 事務局

本事業に係る事務局は、次のとおりとする。また、各種手続き、連絡先、提出先、問合せ先等は、特に指定のない限り、下記を窓口とする。

〒298 - 8501 千葉県いすみ市大原 7400 番地 1

いすみ市 危機管理課 情報危機管理班

TEL : 0470-62-2000

FAX : 0470-63-1252

E-mail : kikikanri@city.isumi.lg.jp

URL : <http://www.city.isumi.lg.jp/>

第2 事業者の募集に関する事項

1. 選定の方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

2. 募集及び選定のスケジュール

本事業の事業者の募集及び選定に当たってのスケジュールは、下表のとおりとする。なお、当スケジュールは変更する場合がある。

	日程	内容
令和5年	7月11日(火)	公告及び募集要項等の配布開始
	7月11日(火)～7月18日(火)	関係図書等の閲覧申込の受付
	7月12日(水)～7月19日(水)	関係図書等の閲覧期間
	7月11日(火)～7月25日(火)	現地調査の申込期間
	7月12日(水)～8月16日(水)	現地調査
	7月12日(水)～8月17日(木)	募集要項等に関する質問の受付
	8月25日(金)	募集要項等に関する質問に対する回答の公表
	8月28日(月)～9月1日(金)	一次審査提出書類の受付
	9月15日(金)	一次審査結果の通知
	9月19日(月)～9月21日(水)	一次審査を通過できなかった場合の理由説明受付
	9月26日(火)	一次審査を通過できなかった場合の理由説明に対する回答
	9月29日(金)～10月3日(火)	技術提案書提出期限
	10月中旬	プレゼンテーション審査
	11月中旬	仮契約締結
	12月中旬～下旬	契約締結
12月下旬	審査講評公表	

3. 応募の手続き

募集要項等については、いすみ市ホームページに掲載する他、参加希望者を対象に下記の場所にて配布する。

(1) 配布期間

配布：令和5年7月11日(火)から

※但し、土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。

(2) 配布場所及び時間

配布場所：事務局

配布時間：9時～17時(12時から13時を除く。)

4. 関係図書等の閲覧

本事業に係る応募者の参入促進及び理解向上等のため、既設設備完成図書等を、次のとおり本事業

の応募者の閲覧に応じる。

(1) 閲覧申込方法

応募者は、本市のホームページより、「(様式 1-2) 既設設備完成図書等の閲覧申込書」のファイル入手し、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。なお、メールタイトルには「【防災行政無線】閲覧の申込」と明記すること。電話での受付は行わない。

申込先：事務局

(2) 申込期間

令和 5 年 7 月 11 日（火）～令和 5 年 7 月 18 日（火）17 時必着

(3) 閲覧時の手続き

事前に本市に送信した「(様式 1-2) 既設設備完成図書等の閲覧申込書」に押印の上、閲覧時に提出すること。当該押印済申込書と引換えに閲覧を行う。

閲覧期間：令和 5 年 7 月 12 日（水）～令和 5 年 7 月 19 日（水）17 時必着

閲覧時間：①9 時～12 時、②13 時～16 時のいずれか一回

第一希望から第三希望まで記入し、電子メールで送付すること。

7 月 11 日（火）の受付開始からメール到着順に希望日時を割り当てることとする。

5. 現地調査

本事業に係る応募者の参入促進及び理解向上等のため、応募者が個別に既設設備等の現地調査を実施することが可能な機会を設ける。

※現地調査の応募条件については、「第 3 参加資格に関する条件等」の (10) と同じとする。

現地調査の日程及び方法等は、次のとおりである。

(1) 調査日時

令和 5 年 7 月 12 日（水）～令和 5 年 8 月 16 日（水）

※9 時～16 時 30 分の間で、応募者 1 者当たり 3 日程度を予定

(2) 調査方法

ア 屋外施設については、地域住民及び近隣耕作者に支障のない範囲内で目視により見学すること。

イ 屋外施設、屋内施設共に既設設備に影響を与えないようにすること。

※現状のシステムに支障をきたすため、接続は認めない。

(3) 現地調査の受入が可能な者

次の事項を満たす者について、現地調査の受入を可能とする。

ア 本事業の応募者

イ 現地調査の受付は、本募集要項「第 3 1.参加資格要件」を満たしている者

(4) 現地調査の申込方法

ア 申込方法

現地調査を希望する応募者は、本市のホームページより、「(様式 1-3) 現地調査申込書」のファイル入手し、希望する調査日を第三希望まで記入し、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。なお、メールタイトルには「【防災行政無線】現地調査の申込」と明記すること。電話での受付は行わない。令和 5 年 7 月 11 日（火）の受付開始からメール到着順に希望日時を割り当てることとする。

イ 現地調査日の決定

令和5年7月11日（火）以降、事務局より電話で連絡します。

ウ 申込先

事務局

エ 申込期間

令和5年7月11日（火）～令和5年7月25日（火）17時必着

6. 募集要項等に関する質問受付、質問回答の公表

(1) 募集要項等に関する質問受付

募集要項等に記載の内容に関する質疑応答を、以下のアからウに示す要領にて行う。

ア 受付期間

令和5年7月12日（水）～令和5年8月17日（木）17時必着

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「(様式 1-1) 募集要項等に関する質問書」(Excel)に記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記提出先に提出すること。なお、メールタイトルには「【防災行政無線】募集要項等に関する質問」と明記すること。

また、送付後、提出先へ電話にて受信の確認を行うこと。

ウ 提出先

事務局

(2) 募集要項等に関する質問回答の公表

募集要項等に関する質問回答は、令和5年8月25日（金）に、本市のホームページにおいて公表し、個別に回答を行わないものとする。なお、質問者の事業者名は公表しないものとする。

7. 参加資格の確認及び結果通知

(1) 参加資格の確認

本募集要項「第3 1.参加資格要件」の参加資格に関する事項について、本募集要項「第4 1.一次審査(資格審査)」に示すとおり参加資格の確認を行い、全ての要件を満たす者が参加資格を有する者とする。

(2) 参加資格の審査結果の通知

上記(1)の確認結果は、本募集要項「第4 3.一次審査結果の通知」のとおり通知する。

第3 参加資格に関する条件等

本事業プロポーザルに応募する参加者は、次に掲げる条件を全て満たしていること。

1. 参加資格要件

参加申込日時点において、次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）。
- (2) 公表日から契約締結日までの間に、「いすみ市建設工事請負業者等指名停止措置要領」による指名停止を受けていないこと。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び同条第6号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (6) 令和4・5年度いすみ市建設工事等入札参加業者資格者名簿に登録されている者のうち、電気通信工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者。
- (7) 建設業法第3条（昭和24年法律第100号）に基づく、電気通信工事に係る特定建設業の許可を受けており、かつ経営事項審査結果通知書の総合評価（P）が950点以上であること。
- (8) 過去10年以内（平成24年以降）に関東総合通信局管内において国または自治体の同種工事の実績を有していること。同種工事とは60MHz帯デジタル防災行政無線（同報系）整備等工事を元請（JVを含む）として、完成・引渡しの済んだ施工実績であり、かつ一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下、「CORINS」という。）に登録されている者とする。
- (9) 設計業務、施工業務及び工事監理業務において、下記の技術者を配置出来ること。
 - ・設計業務：管理技術者（特に資格は求めない）
 - ・施工業務：現場代理人（特に資格は求めない）
 - 監理技術者（監理技術者資格者）
 - 専門技術者（第1級陸上無線技術士、第2級陸上技術士、第1級陸上特殊無線技術士のいずれか）
 - ・工事監理業務：監理技術者（特に資格は求めない）施工業務の監理技術者については、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する監理技術者（電気通信工事）の資格を有する者とする。
設計業務、施工業務、工事監理業務の技術者の兼務は認めない。
- (10) デジタル防災行政無線（同報系）の機器製造者又は同製造業者から機器等供給証明書（又は類似証明書）を受領していること。なお、参加にあたり、同一の機器製造業者又は同製造業者の関係する会社より1者のみの参加とすること（複数者の参加は認めない）。

2. その他

(1) 地場企業の活用について

応募者は、下請や資材調達に当たって、積極的に地場企業を活用すること。

第4 一次審査及び二次審査

1. 一次審査（資格審査）

応募者が備えるべき参加資格の要件（本募集要項に規定されている要件）を満たしているかどうかの確認審査をいすみ市入札参加資格審査会にて行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、失格（参加資格がない）とする。

なお、応募者が1者の場合も、資格審査を行うものとする。

2. 一次審査提出書類の受付

応募者は、参加表明書を含む一次審査書類を、次の(1)から(4)に示すとおりの方領で本市に提出する。

なお、一次審査書類の作成については、本募集要項「第6 提出書類・作成要領」に従うこと。

(1) 受付期間

受付期間：令和5年8月28日（月）～令和5年9月1日（金）9時～17時（12時から13時を除く。）

(2) 提出書類

本募集要項「第6 提出書類・作成要領」に記載の必要書類を提出のこと。

(3) 提出方法

一次審査書類は、持参又は郵送（配達証明付）する方法により提出のこと。

表に「いすみ市防災行政無線施設整備事業 一次審査提出書類在中」と朱書きすること。

指定された日時に提出を終えない場合、いかなる理由があっても、再提出はできない。

なお、令和5年8月25日（金）までに下記提出先に電話をし、一次審査書類の提出する方法及び持参日時を事前に連絡すること。

(4) 提出先

事務局

3. 一次審査結果の通知

一次審査の結果は、令和5年9月15日（金）に電子メールにて通知する。また、同日中に参加資格確認結果通知書を郵送する。

4. 一次審査を通過できなかった場合の理由説明受付

一次審査を通過できなかった者は、その理由について、書面により、次の(1)から(4)に示すとおりの方領で説明を求めることができる。

(1) 受付期間

令和5年9月19日（月）～令和5年9月21日（水）9時～17時（12時から13時を除く。）

(2) 提出方法

説明要求の書面（様式任意）を持参し、説明を求めることができる。電子メール、FAX、電話等は不可とする。

※郵送の場合は、令和5年9月19日（水）17時必着とする。

(3) 提出先

事務局

(4) 回答結果

説明を求めた者に対し、令和5年9月26日（火）を目処に、書面により郵送にて回答する。

5. 二次審査（提案審査）

(1) 提案価格の適格審査

提案書に記載された提案価格が、予定事業費の上限価格の範囲内であることを確認する。上限価格を超える場合は、失格とする。

なお、応募者が1者の場合も、提案審査を行うものとする。

(2) 加点項目の審査

提案価格の適格審査に合格した提案審査書類について、別添資料「資料2 事業者選定基準」に基づき審査を行い、審査結果を定量化する。

6. 二次審査提出書類の受付

参加資格確認結果通知書において資格を有する者として通知された者は、次により価格提案書を含む二次審査提出書類を提出する。なお、二次審査提出書類は、持参による方法により本市に提出する。

二次審査提出書類の作成については、本募集要項「第6 提出書類・作成要領」に従うこととする。

二次審査においては、応募者に対して、提出された技術資料の内容に関するプレゼンテーション（以下「プレゼンテーション」という。）を実施する。なお、プレゼンテーションの実施については、事前に通知する。

プレゼンテーションにおいて確認した内容は、書面で記録を行い、技術審査書類の一部を構成し、同等の効力を有するものとする。

なお、プレゼンテーションに特別な理由がなく応じられない場合は、参加資格を取り消すものとする。

(1) 提出期間

令和5年9月29日（金）～令和5年10月3日（火）9時～17時（12時から13時を除く。）

(2) 提出書類

書類を提出する時は、所定の表紙と見出しを付け1冊とし、所定の部数を提出すること。様式の詳細は、別添資料「資料3 様式集」による。

(3) 提出方法

表に「いすみ市防災行政無線施設整備事業 二次審査提出書類在中」と朱書きすること。

なお、令和5年9月28日（木）までに下記提出先に電話をし、二次審査書類の提出する日時を事前に連絡すること。

(4) 提出先

事務局

第5 事業者の選定

1. 事業者の選定方法

本事業の事業者の選定に当たって、応募者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価し選定する。

なお、応募者が1者の場合も、資格審査及び提案審査を行うものとする。

2. 選定委員会の設置

本市は、事業者の選定において、公正性及び透明性を確保することを目的に、「いすみ市防災行政無線施設整備事業選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、提出された書類の審査を行う。

なお、選定委員は、以下のとおりである。

選定委員名	所属・役職等
磯貝 正尚	元千葉県農村水産部長
露崎 信夫	いすみ市消防団長
上島 浩一	いすみ市副市長
大家 弘久	いすみ市総務課長
伊藤 洋之	いすみ市危機管理課長

3. 審査の内容

選定委員会において、別添資料「資料2 事業者選定基準」に基づき、本事業に係る技術提案書等の提出内容による技術評価点、提案価格による価格評価点と維持管理価格評価点の合計得点（総合評価点）が最も高い提案を最優秀提案者として選定する。また、次に総合評価点の高い提案を優秀提案者として選定する。但し、技術評価点が60点未満の場合、選定の対象としない。

なお、総合評価点の最も高い提案が2以上ある場合、提案価格が最も低い提案を最優秀提案者として選定する。

4. 審査項目

審査項目は、別添資料「資料2 事業者選定基準」を参照すること。

5. 最優秀提案者の決定

本市は、選定委員会から最優秀提案者及び優秀提案者の選定の答申を受け、その結果に基づき、最優秀提案者及び優秀提案者を決定する。本市は、決定された最優秀提案者を事業者とし、随意契約により、設計施工一括契約を締結する予定である。

6. 審査結果及び評価公表

(1) 最優秀提案者の公表

本市が最優秀提案者を決定した場合は、全ての応募者に対して、当該応募者の合否について書面にて通知する。

(2) 参加資格の喪失等

以下のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ア 提案書の提出期日以降、最優秀提案者の決定までに、本募集要項「第 3 参加資格に関する条件等」に定める参加資格を喪失した場合。
- イ 最優秀提案者の決定までに、本募集要項「第 5 2.選定委員会の設置」に示す選定委員に対して、本事業に関して直接間接を問わず連絡を求めたり、接触をした場合。
- ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合。

(3) 選定の取消し

本市は、選定した事業者が、契約締結までに本募集要項「第 3 参加資格に関する条件等」に定める参加資格を喪失した時は、選定を取消することができる。但し、やむを得ない事由による場合は、本市と協議を行うこととする。

(4) 審査講評の公表

本市は、事業者選定後に審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を本市のホームページを通じて公表する。審査講評の公表は、令和 5 年 12 月下旬を予定している。

第6 提出書類・作成要領

1. 一次審査（資格審査）に関する提出書類

応募者は、(様式 2-1) から (様式 2-4) について、所定の部数を一括して提出すること。

2. 応募辞退時に関する提出書類

一次審査書類を提出した者で、応募を辞退する場合は、「(様式 3-1) 応募辞退書」を提出すること。

3. 二次審査（提案審査）に関する提出書類

(1) 一般的事項

二次審査の提出書類は、各様式の要領に従い、記載すること。

「(様式 4-1) 価格提案書」、「(様式 4-2) 提案価格内訳書」、「(様式 4-3) 維持管理費提案書」、「(様式 4-4) 維持管理費価格内訳書」の4様式を封筒に入れ厳封すること。(様式 5-1) から (様式 6-8) は1冊とし、表紙と見出しを付けて、所定の部数を提出すること。但し、正本には「(様式 4-5) 誓約書」を綴ることとする。

また、それぞれファイル形式に応じた電子ファイルを CD-ROM 又は DVD-ROM にて提出すること。

その他、下記アからキまでの各規定に従うこと。

ア 各様式の所定の欄に、本市より送付された参加資格確認結果通知書に記載された提案受付番号を記載する。

イ 正本については応募者名を付け、副本については、住所、会社名、氏名等、応募者を特定できる表記は付さない。(規定のある場合を除く。)

ウ 応募書類の変更、差替え又は再提出は一切認めない。

エ 応募書類の具体的な内容は、別添資料「資料 3 様式集」を参照すること。

オ 応募書類の作成にあたっては、その主旨が十分に伝わるよう、具体的かつ簡潔な文章表現とすること。また、必要に応じて、文章表現を補うために、着色や図表等を採用しても構わない。

カ 応募書類で使用する本文の文字の大きさは、原則として 10 ポイント以上とすること。

キ 応募書類については、再生紙を使用して作成すること。ファイルについては、再利用に不向きな素材としないこと。

(2) 価格提案書

(様式 4-1) 提案価格と (様式 4-2) 提案価格内訳書については、本募集要項「第 1 6. 契約金額」を踏まえた金額の総額（消費税及び地方消費税を除く）とすること。

(3) 維持管理費提案書

(様式 4-3) 維持管理費提案書と (様式 4-4) 維持管理費価格内訳書を提出すること。

(4) 技術提案書及び設計図面

各々の書類に表紙 (様式 5-1) (様式 6-1) と見出しを付けて 1 冊にまとめ、A4 縦長左綴じで「正本 (製本 1 部)」及び「副本バインダー綴じ 10 部」を提出する。また、二次審査 (提案審査) に関する提出書類のうち、技術提案書 ((様式 5-1) ~ (様式 5-7)) 及び設計図面 ((様式 6-1) ~ (様式 6-8)) の電子媒体 (CD-ROM 又は DVD-ROM) を 2 セット提出する。

なお、バインダーは 2 穴式とし、簡易でかさばらないもの (取り外しが可能なもの) を使用する

こと。

設計図面①（様式 6-2）から設計図面⑦（様式 6-8）までの全ての紙面の右下に「いすみ市防災行政無線施設整備事業 応募案」、図面等名称、提案受付番号を記載する。副本には、会社の特定できるマーク等の表示は付さないこと。なお、各図面とも説明の記入、着色は自由とする。

第7 その他

1. 留意事項

(1) 募集要項の承諾

応募者は、価格提案書、維持管理提案書及び技術提案書等の提出をもって、募集要項（本募集要項の他に、別添資料「資料1 発注仕様書」「資料2 事業者選定基準」「資料3 様式集」「資料4 契約書（案）」を含む。）の記載内容を承諾したものとする。

(2) 費用負担

応募に関する必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い・著作権

ア 著作権

提案書類の著作権は、それぞれの作成者に帰属する。なお、提出書類は返却しない。

イ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

ウ 提案書の情報公開請求

提出書類に係る内容は、「いすみ市情報公開条例」（平成17年条例第10号）に基づく情報公開請求の対象となる。

エ 市の使用・公表

本事業において、公表が必要な場合、その他本市が必要と認める時には、本市は、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、提案内容を公表する場合には、事前に当該事業者の承諾を得るものとする。

(4) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

(7) 使用言語及び単位、時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報の公開及び情報の提供は、本市のホームページを通じて行う。

本募集要項に定めることその他、プロポーザル実施に当たって必要な事項が生じた場合においては、本市のホームページを通じて情報提供を行う他、参加表明書受付以降については、応募者に個別に通知する。

以 上